平成２５年（フ）第２１号
茨城県北茨城市中郷町松井171番地13ＧＨサイマルハイツ102
債務者　山田麻奈美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第３０７号
三重県鈴鹿市野辺２丁目14番８号　アーバンハイツＢ101、前住所三重県鈴鹿市竹野２丁目18番５号　ダイアパレス三日市503号
債務者　渡邊　重喜
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０８号
三重県鈴鹿市東江島町１番28号
債務者　水谷惠美代
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３号
三重県津市庄田町2251番地１　クラージュＢ棟202号室、前住所東京都青梅市梅郷１丁目76番地１　リバーサイド多摩203
債務者　米須　大智
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８号
三重県鈴鹿市算所３丁目３番12号　鈴木アパート102号
債務者　橋本　佳昭
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０号
三重県松阪市小野江町837番地16
債務者　中西　　渉
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５号
三重県亀山市能褒野町77番地13
債務者　植野　恭代
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８２号
神戸市灘区篠原台８番７号
債務者　菊池　栄二
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４６号
神戸市灘区城内通２丁目２番４号
債務者　髙田　美香（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６号
神戸市中央区八幡通１丁目１番19―307号
債務者　増井　康夫
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７号
奈良県五條市西吉野町湯塩558番地
債務者　福岡　浩和
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４８号
奈良県五條市西吉野町湯塩558番地
債務者　福岡　欣子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１２０８号
広島市安佐北区口田南２丁目25番15―504号
債務者　片山　麗子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９５号
広島市東区中山上２丁目２番４号
債務者　津田　豊子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５号
広島市中区光南３丁目８番21―202号
債務者　長谷川弥生
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１号
広島県大竹市立戸１丁目８番12号
債務者　森本　渥美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部